

令和8年度呉市会計年度任用職員（保健師・看護師） 募集案内

令和8年度から会計年度任用職員として市役所で勤務していただける方を次のとおり募集します。

会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法が適用される一般職の地方公務員で、1会計年度内（4月1日から翌年3月31日まで）で任用される非常勤職員です。

申込みができない場合

次のいずれかに該当する場合は申し込みができません。

【地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する場合】

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 呉市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

採用までの流れ

1. 「令和8年度 会計年度任用職員（保健師）任用申込書」を呉市福祉保健部福祉保健課に提出します。（随時）
2. 書類選考後、必要に応じて面接等のご連絡をします。
3. 福祉保健課において、面接等を行います。具体的な仕事内容や勤務時間、日数などの説明を受けます。
4. 採用となった場合、会計年度任用職員として採用されます。

【留意事項】

- ・登録していただいても、希望する勤務地や職種の求人がない等の理由により、登録期間中に連絡がない場合があります。
- ・業務内容や勤務条件などが、ご希望のものと異なる場合があります。
- ・応募者の中から選考するほか、別途、ハローワーク等により直接募集することもあります。

申込方法

別紙の「令和8年度 会計年度任用職員（保健師）任用申込書」を呉市福祉保健部福祉保健課に提出してください。

提出方法は、郵送又は直接持参ください。募集期間はなく随時募集を受付しています。

提出先：〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

呉市役所福祉保健部福祉保健課（本庁舎3階）

電話：0823-25-3103（直通）

勤務条件等

任用根拠	・ 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項
募集職種	・ 保健師または看護師（主な業務は呉市国民健康保険被保険者への保健指導）
報 酬	・ 実績払い ・ 時給換算：1,648 円（保健師）、1,542 円（看護師） ※報酬は令和 7 年 4 月現在のものです。
勤務時間	・ 週の勤務時間：14 時間～21 時間程度（相談可能） ・ 週の勤務日数：月曜日から金曜日までで 2 日又は 3 日間程度（相談可能） ・ 1 日の勤務時間：8 時 30 分から 17 時 15 分の間で 6 時間程度 ・ 休 憩：1 時間
休 日	・ 原則、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）
休 暇	・ 年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）
勤 務 地	・ 市役所本庁舎 3 階 福祉保健課
任用期間	・ 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※勤務成績が良好な場合は次年度以降も再度任用することがあります。
試用期間	・ 1 か月（再度の任用の場合も同様）
服 務	・ 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定が適用されます。次のいずれにも該当しない場合は、兼業も可能です。 (1) 兼業先との所定勤務時間の合計が 1 日 8 時間又は週 40 時間を超える場合 (2) 本市の他課との兼業の場合、所定勤務時間の合計が 1 日 7 時間 45 分又は週 38 時間 45 分を超える場合 (3) その他兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来たすおそれがある場合

その他

○任用申込書の有効期間は申込日から任用の対象となる年度の末日（3 月 31 日）となります。（令和 8 年度の申込みの場合は令和 9 年 3 月 31 日が有効期間となります。）

○提出された任用申込書は、個人情報として厳正に取り扱います。（返却不可）